

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成 28 年 5 月 19 日
開会時刻	午後 1 時 00 分
閉会時刻	午後 2 時 40 分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 上村和生 楠木宏彦
	福井輝夫 辻 孝記
	上田修一（副議長）議長代理
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 楠木宏彦
担当書記	野中 久司
協議案件	1 議会基本条例骨子案について
	2 議員倫理条例骨子案について
	3 検討項目（A）について
	4 次回の会議のこと
説明者	

開会 午前10時00分

◎工村一三委員長

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項としてありますとおり、1番目としまして、「議会基本条例骨子案について」ということで、前回の会議で個々の項目について一通り返答を終えましたので、前回の修正点の確認、及び正副委員長一任となりました前文案についての御協議をお願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「議員倫理条例骨子案について」ということで、内容の確認についての御協議をお願いしたいと思います。

3番目といたしまして、「検討項目（A）について」ということで、⑨の所管事務の見直し、及び⑩の議員間の自由討議について、御協議をお願いしたいと思います。

4番、最後に「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及びへ開催日時について御協議をお願いしたいと思います。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において上村委員、楠木委員の御兩名を指名いたします。

【1 議会基本条例骨子案について】

それでははじめに事項書1の議会基本条例骨子案についてを、議題といたします。

前回の会議では23番の見直し手続まで、前回確認時済みである項目以外を項目別に確認し、「4議員の活動原則」及び「16議員研修」、「18広報広聴機能の充実」の調整の必要のある項目など、骨子案のとおり確認を行っていただきました。

本日は、調整の必要があった「4議員の活動原則」、及び「16議員研修」、「18広報広聴機能の充実の再確認」をお願いしたいと思います。

また前文につきましては、正副委員長に一任となっておりましたので、前文案を提案させていただきますので、御協議をお願いしたいと思います。

それでは、資料1の「4議員の活動原則」及び「16議員研修」、「18広報広聴機能の充

実」、「23見直し手続」の網掛け部分については、前回、御確認いただいた修正箇所及び、事務局の確認箇所になっておりますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

議事係長。

●野中議事係長

それでは、議会基本条例骨子案の前回修正点について、御説明いたします。

お手元の資料1の2ページをごらんください。

網掛け部分が修正点・検討箇所となっております。

最初に「4議員の活動原則」でございますが、前回、御確認いただきましたように、第2項中の、「ふさわしい活動するものとします」を「ふさわしい活動をするものにします」に、修正いたしました。

第1項から第3項までの順番については、再度調整することとなりましたので、他市の条例を調査いたしました。

お手元の資料1の1をごらんください。

伊賀市、栗山町、流山市の条例をごらんいただきますと、いずれも、「議員間の自由な討議」の文言が第1項目に来ているのが、御確認いただけたと思います。

したがいまして、事務局といたしましては、順番については修正なしとさせていただきました。

次に、資料1にお戻りいただき、5ページをごらんください。

「16議員研修」でございますが、こちらの文言については、「能力の向上」が「政策形成及び立案」、おのおのにかかるかどうかの議論でございましたので、再度、調整するとなったものでございます。

他市の条例を調査いたしましたので、お手元の資料1の2をごらんください。

上段の伊賀市から流山市までの、4市については、伊勢市と同じ文言、「政策形成及び立案能力の向上」でございます。1番下の、四日市市を見ていただきますと、「政策立案能力及び政策、政策提言能力の向上」とされており、おのおのが能力の向上を目的にして

いるという文言になっているものもございます。

また、その上で、会津若松市では、「政策」自体が、「提言及び立案」にもかかるので、わかりやすく「立案」にも、「政策」をつけた上で、「能力の向上」にかかるような文言と なってございます。

したがいまして、「能力の向上」は「政策形成」と「立案能力」にかかるものと思われ ます。

骨子案につきましては、会津若松市のように、立案にも、「政策」を追加することで、「政策形成」と「政策立案」、おのものが「能力の向上」にかかるように修正いたしまし た。

次に、「18広報広聴機能の充実」でございますが、前回、御確認いただきましたように、第3項第4項中の「広報広聴委員会」の文言は、正式名称が決定次第、差しかえるもので すが、現段階では、「広報広聴特別委員会」と、各会派代表者会議で決定しておりますの で、「特別」を追加し、修正いたしました。

次に、6ページをごらんください。

「23見直し手続き」についての語尾の誤りでございます。

第1号中の、「必要に応じて改正するものとする」を「必要に応じて改正するものとし ます」に、第2項中の「適切な措置を講じなければならない」を「適切な措置を講じるも のとします」に修正いたしました。

以上の修正点についての御報告とさせていただきます。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま議事係長からの説明がありましたとおり、まず、「4議員の活動原則」につい て御発言ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

順番を修正なしという形でしたということですけど。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、このところですね、順番変えたほうがいいのかという話をさせていただいたんですけども、確かにこれは議会のことですから、この順序で納得させていただきました。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

他に、ご発言ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。

それでは、なしということで、「4議員の活動原則」につきましては、修正の骨子案のとおりといたします。

それでは、次に、「16議員研修」の文言について、お願いします。

「政策形成及び政策立案能力の向上」という文言につきまして、御協議をお願いしたいと思います。

ご発言ございますか。

はい、福井委員

○福井輝夫委員

会津若松の市議会のように「政策」を入れたほうがわかりやすいと、私も思いますので、この修正案のとおりよいかなと思います。

◎工村一三委員長

ほか御意見ございませんでしょうか。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

すいません、ちょっと資料を見せていただいている、四日市市議会とですね、会津若松の文言を読ませてもらうと、確かに「政策形成」及び「政策立案」両方に「政策」をつけることは、問題ないと思っておりますが、他市の事例を見ていると「提言及び立案」というふうな形が出ておるんですが、それと、「政策形成」という形のこの文言となっているんですが、その辺の、違いをどのように理解していくのがいいのかなと思っております、普通、執行部側からいくと「提案」、「立案」という形になるんですが、議会側が多いのが、「提言」が多いと思っております。

「提言」をさせていただいて、執行部がどうとらえるかと、いうふうな形で、「政策」に反映させるというのを議会の使命だというふうには思っておるんですが、その辺の捉え方が、今回、資料見せてもらって、今ふと感じましたもんですから、その辺を確認させていただいて、考えさせていただきたいと思うんですが。

◎工村一三委員長

そうしますと、提言という、例えば政策形成、議員の資質並びに施策、議会はという考えですか、議員の資質並びに政策形成に提言という考え方を、入れるべきじゃないかという考え方でよろしいでしょうか。

○辻 孝記委員

提案でなく、提言です。

◎工村一三委員長

ごめんなさい。提言ですね。会津若松みたいに。

○辻 孝記委員

そういうのかなという、ふと思ったものですから。

申しわけないですが、ちょっと皆さんの御議論いただいて。

◎工村一三委員長

その点どうでしょうか。

提言、提案という考え方になるわけですね。

○辻 孝記委員

提案という言葉をよく使われますけど、本来、議会からいきますと、提言をしていくのが本来の筋、言葉だと思っておるんですね。

ここに言われているのは、立案ですので、また、意味も若干違うんですけども。

◎工村一三委員長

議員研修ですので、向上を図るためですので、その辺はどうでしょうかね。

皆さん、他に御意見ございましたら。

研修に対して。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

研修、議員の資質向上のために研修を行って、そのためという中には提言をできるような自分たち議員としてですね、提言していく方向と。

提案というのは、ほとんどの部分は、発議で出してくるのは議員としてはある提案というのがありますけども、提案というのは、あくまでも普通は、執行部が使う言葉だというふうに理解をしておるんですが、誤りがあれば指摘していきたいと思いますが。

議会としては、提言をするというふうな言葉使いになるかと思っていますんですけど。

◎工村一三委員長

政策形成の向上を図る、政策提言の向上を図る、そうですね。

どうでしょうか、少し考えてもらっても結構ですんで。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

言葉の使い方ですが、その辺はどのように。

◎工村一三委員長

これは会津若松さんと四日市市は、政策提言ということが入っている、その他のところは、政策形成及び、立案能力。

次長。

●杉原議会事務局次長

すいません。個人的な意見になるかわかりませんが、議員研修ですので議員個人で政策立案であるとか、能力を向上させて結果として、議会が市長へ提言するのではないかというふうに考えております。

ですので、ここは議員研修ですので、議員個人でということで、ただ、おっしゃるとおり、会津若松や四日市が提言という言葉使っております。

こちらは、特に決まった言葉というのではないかと思います。

辞書的なもの、地方自治法にも定めはありませんので、それぞれが議会で政策提言をどういうものかというふうな位置づけをして考えておられることであると思いますので、ここで御議論していただいて、政策提言という言葉を使っても特に問題はないと思います。

はい、すいません答えになってなくて。

◎工村一三委員長

どうですか、他の委員さん。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

わからないんですけども。

政策形成という言葉と、政策立案という言葉との違いは、どう考えたらよろしいのでしょうか。

立案するということは、政策をつくるわけだけれど、政策形成という言葉の意味は。

特に私は、形成はよくわかりにくいもんだから、どうかなと思うんですけどね。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 16 分

再開 午後 1 時 21 分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

辻委員のほうから話がありました、「政策形成」と「政策提言」という、言葉の内容でございますけど、議員研修に関しましてもう少し、正副のほうで、詳細に中身を精査したいと思いますので、次回のおきに、再度、中身についても、説明できるように、したいと思いますので、この件に関しましては、次回まで持ち越しということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に「18広報広聴機能の充実」について、お願いいたします。

網掛けのところは特別委員会という形に変えましたので、このことにつきまして、御意見ございましたら。

これで、よろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ声あり)

◎工村一三委員長

18番は、骨子案のとおりということでお願いいたします。

それから「23見直しの手続き」につきまして、語尾、前回、修正してはどうかということで、一応骨子案を修正いたしました。

これにつきまして、御発言ございましたら。

よろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ声あり)

◎工村一三委員長

「23見直し手続き」につきましても、修正後の骨子案どおりということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、前回の修正案分につきましては、この程度で終わります。

それで次に、正副委員長一任となっております、資料1の3、議会基本条例の「前文」につきまして、案を提案させていただきましたので、御協議をお願ひしたいと思ひます。

前文につきまして、趣旨でございますけれども、地方分権及び地方創生の進展で伊勢市のみずからの責任と判断が、求められている中、2元代表制の一翼を担う伊勢市議会の果たす役割が大きくなっている背景があります。

伊勢市議会のイメージする議会を実現するために、問題点、課題を洗い出し、今まで、実行できているものから実行すると実行に移すという、「改革先行型」で伊勢市議会として取り組んできました。

今後も、市民に親しまれ、市民に信頼される、議会の実現には、引き続き議会改革に取

り組み、政策形成、執行機関の監視といった議会機能の充実・強化を図る必要がございます。

市民の多様な意見を把握し、伊勢市議会としての姿勢など、我々議員の決意を盛り込ませていただきました内容となっておりますので、この内容につきまして、御発言がございましたら、お願いしたいというふうに思います。

以外と凝縮した内容にさせていただいたつもりでございますので。

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

きれいにまとめていただいておりますありがとうございます。

全体の項目としては、異論はございませんが、ところどころの文言で、こういうふうにしたらどうかなと思うところが、二、三ありましたので、言わせていただきます。

1行目、「伊勢市市議会」は、「伊勢市議会」でいいのではないだろうかと思いました。

いろんなどころの、ほかのどこかの何とか市議会は、結構、何とか市市議会という、表現の仕方をしてないんですよ。

他のところもね。

伊勢市議会では、いいのではないかなと思いました。

4行目、「議会の制度改革及び活性化に組んできた」というのはちょっと、意味がわからないんですけども、「取り組んできた」ですね。

もう一つ、9行目、課題解決のために、政策立案・政策提言ができる議会を目指す必要が、「を」と「を」が続くもので、ちょっと気になりました。

だもんで、課題解決について、政策提言のできる議会を目指す必要があると、したらどうかなと。

ここで1回、政策立案・政策提言ができる機会をとしたらどうかなと思ったんですけど。

そうしますと、政策提言ができる議会を目指す必要がと、また2つがが並ぶ気がしたもんですから、政策提言のできる議会を目指す必要があるとしたらどうかな。

そういう思いましたもんですから。

一応、確認していただければと思います。

◎工村一三委員長

福井委員のほうから意見がございました3カ所のところにつきまして、御審議をお願いしたいと思います。

まず、伊勢市市議会というこの市はひとつじゃないんじゃないかと、伊勢市議会じゃないかということです。

そうですね、他のところ見ますと、松阪市議会、流山市議会、大体、皆、市が抜けて、伊勢市議会というふうな形になつとる。

これにつきまして御意見ございませんか。

(「なし。」と呼ぶ声あり)

◎工村一三委員長

特に、ないですか。

事務局よろしいですか。

そしたら、伊勢市議会ということで市を一つとっていただくということで、よろしくお願ひします。

それから、右4行目、活性化に組んできた。

ということを、取り組んできたというふうに修正していただいでよろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ声あり)

◎工村一三委員長

それから、9行目、政策立案および政策提言のできる議会を目指すと。

政策提言のところの「を」を、「の」、にかえるということで、いかがでしょうか。

それでよろしいでしょうか。

はい。楠木委員。

○楠木宏彦委員

最初に考えられたように、「が」でいいんじゃないかと思うんですが、やはり何々ができるとするのが自然ではないかんだと思います。

だから、その後のダブリはいいと思うんですけど。

◎工村一三委員長

ということは、政策提言ができるというふうにつなげるわけですね。

「が」でよろしいでしょうか。

課題解決のために、政策立案、政策提言ができる議会を目指す。

はい、野崎副委員長。

○野崎隆太副委員長

この部分なんですけども、先ほど、「が」と「の」も当然あると思うということでのこのままよりは修正をしたほうがいいかなと思うんですけども、それにあわせて、先ほどの話の中で、政策形成とか、政策立案という話がありましたんで、この部分に関して一度持ち帰っていただいて調べていただくほうが、先ほどもとところと整合性を合わせたほうがいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

条例ですね。

これは一応文字としては、「が」でいきますか。

「が」でよろしいですね。

それで、課題解決のために、政策立案・政策提言、ということは、この提言、それが先

ほどの資料1の骨子案と、辻委員から話でございませうがございませう。

すいませう、5ページの16番、議会は議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るために、議員研修とございませうので、この辺と前文のところの、政策立案および政策提言ができる議会在うところを一度、大きな目で見えていただくというこ、両方と調査していただくというこでさしていただいてよろしいでしようか。

事務局、特に問題ございませうか。

(「はい。」と呼ぶ声あり)

◎工村一三委員長

よろしいでしようか。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

文言のことじゃなくって、政策立案、政策提言ができる議会、という言葉自体がです、別にできる話ですけども、どういふふうにとらえていくのか、やっているののが今までやってないからやらないかというふうにとらなければいけないのか。

今までも、やられていることがあるらうというふうに思いますが、今できるという言葉ができるのは始まってからできる話で、(目指すというとは今、まだ何もやってないけど)、これから市民に対してです、これを言うのはいいのかと、よくわからないんですが、その辺を教えていただければありがたいです。

◎工村一三委員長

この目指すという言葉ですか。

○辻 孝記委員

議会は、政策提言できるわけです。

◎工村一三委員長

はい、楠木議員。

○楠木宏彦委員

これ、できるっていうのはこれは、それがそういう能力を持った議員になるべきだったら、議会にならなくてはならないという意味だと思うんで、それが認められとるっていう意味とは違うと思うんでこれはいいと思うんですが、それとは別にですね、これ全体の構造としてまず1段落目が、これまでにやってきたことですよね。

2段落目で3段落目が今後の課題というかこれが求められているよという、最後の4段落目が決意ということですよ。

だからこの2段落目と3段落目は恐らくつなげて考えればいいのかと思うんですが、だから今私たち議員に求められている課題、それをどうとらえるかという、それを受けて最終的な段落で、このような認識のもとときてるわけだから。

だからそのこの課題の部分をですね、もっと整理してつなげて何なりしたほうがいいのかないという感じがするんですけどね。

ですからこの1段落目が取り組んできたと終わって、2段落目でさらに継続詞とか何かを入れたりほうがね。さらに今後こうすることが求められているのが二、三段落目だと思うんですよ。

それを受けて最後に、決意ということで、もうそこで二、三段落目をもうちょっと整理する必要があるのかなという感じがしました。

◎工村一三委員長

全体的にはね、その辺も含めて、今、辻委員が言われておったところも、入ってくるわけですね、これで、さらに。

辻委員。

○辻 孝記委員

最後の段落ですけれども、このような認識のもと、市議会は自治の時代にふさわしい、これですね自治っていうのもわかるんですけども、明確に地方自治なら地方自治というように出したほうがわかりやすいのかなって市民に対しては、それか、地方分権で地方自治まで入れるのか、何らか考えて、自治の時代にふさわしいてしまうのはちょっとわかりにくいのかなというふうに思うんですけど。

できれば私としては地方分権、地方自治とまで入れていただけたらいいのかなというふうには思っておりますけど。

分権に関しては非常に難しい問題があるのかもわかりませんが。

◎工村一三委員長

上の2行目の地方分権及び地方創生に係る積極的な関与の必要性が求められるという中、決意として、ふさわしい市政の確立に向け不断の努力されること、というふうに、つなげたいという考えですね。

そうしますと、その辺も含めて1回ちょっと、考えていただけないかと思っておりますけど。

楠木委員この中段のあたしをどういうふうに、考えるとして。

○楠木宏彦委員

二、三は段落わけしないで、つなげていってもいいのかなっていう感じですがどうでしょうね。

ただ、第2段落流れとか具体的なこと言ってるので、3段落目はやや抽象化している感じがするから、分けてもいいのかと思います。

もうちょっと精査する必要がありますね。

◎工村一三委員長

まあ、案ですので。

辻委員。

○辻 孝記委員

今回全部、正副委員長がつくっていただきまして、ありがたいと思っております。

これできたのが、まだ日が浅くてですね。

本来であれば、各会派で議論してから集まろうということではおったと思うんですが、順番的には、こうやって話ができただけというふうには思っております。

ただ、このまま持ち返ってしまうとですね、また時間がかかってしまうということもありますので、このへんの修正を若干早くされてですね、事前に各会派、各委員の方に配っていただいて、議論できる時間を少しつくっていただいて、きちっと明確にかえる部分があれば、またそこで提案をしてかなあかんと思いますので、その辺はどうですかね、皆さん、各会派で、これ議論されたのかどうかお聞きしたいんですけど。

◎工村一三委員長

うちは、大体話はしましたけどね。

○辻 孝記委員

そうですか。

これ、いつ配られました。

◎工村一三委員長

ほに、一昨日ぐらいでしたんでね。

○辻 孝記委員

ですよ。

◎工村一三委員長

持て帰ってもらって検討してもらって、6月3日ぐらいまでに再提出してもらおうかという考えはあります。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時53分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

議会基本条例、前文案につきましては、福井委員のほうから、御指摘がありました3点は修正いたします。

それと、全体的に前文案につきましては、辻委員から御指摘がありました、決意の最後から4段目のところの自治の時代のところも、地方自治というかたちで修正いたしますので、それも含めまして、その内容のものを各派で持ち帰っていただきまして、次回の会議のときまでに、各派で内容を精査・検討していただきまして、皆さんで議論をしたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

よろしく申し上げます。

それでは、伊勢市議会基本条例につきましては、この程度で終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 2 時 05 分

【2 議員倫理条例骨子案について】

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

次に、事項書の 2、「議員倫理条例骨子案について」を議題といたします。

骨子案の検討の進め方でございますが、今後の協議、確認の仕方など、御発言などがございましたら、お願いいたします。

なお、他市の議員倫理条例を別紙の 2 の 1 としてまとめてあります。

それからたたき台として、現在の伊勢市の議員倫理条例案ができております。

それで、この新体制になっておりますので、内容の確認を一つずつしてきたいと思えます。

また、最終報告の引継ぎ事項を踏まえまして、骨子案を全体を通して、再確認をしていただくのがベターじゃないかなというふうに思っておりますので、御意見をいただきたいと思えます。

まず、今後の協議、確認の仕方も含めまして、御発言ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、上村委員。

○上村和生委員

委員長にお聞きしたいと思います。

倫理条例どういうふうな、予定と書いてますか、どこまでしたいという案がお持ちであればちょっと教えてください。

◎工村一三委員長

基本的には、これも、議会基本条例と同じように、9月の定例議会には、まとめて骨子案として提出したいというふうに思っております。

時期的なことだけでございますけど、内容的につきましては、議会のほうで、前委員長のほうから報告をいただき本議会で、骨子案を説明していただいておりますので、骨子案をベースに、新体制で協議をし、最終的には9月の本議会で提案したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、上村委員。

○上村和生委員

それに向けてですね。

辻委員のほうからも言われたと思うんですけど、月2回でもするなり、スケジュールを、あらかじめ立てていただけるとですね、皆さん時間配分も楽やと思うんで、その辺の部分がなければひとも今後の予定含めて、検討いただいて、ここでこうしてくんだというあらかじめのストーリー的のところ、また、委員会をどれぐらいでするんだというようなところを決めていただけると大変進みやすいようにも思ひますし、ぜひともその辺検討いただきたいなと思ひます。

今回のこの委員会と言えということではないので、お願ひしたいです。

◎工村一三委員長

上村委員のほうからいただきましたけど、前回、27年10月15日に一応、スケジュール案というものを提出させていただきましたけど、これでご了承を得ております。

それで、条例の検討スケジュールの想定につきましては、骨子を議長に報告を9月定例会、いうことになっておりますので、日程的にいきますと、例えば月1回ですしますと、6月、7月、8月と、もう3回しかないというふうに思ひます。

それで、前回、詳細なる日程、行程という話をさせていただきました、間に合わんだったら月2回というお話をいただきました。

いただいた時点で2回いけるかなということで、事務局等々と検討しておりましたんですけど、5月、6月に関しましては、ちょっと日程的にどうしてもとれなんだということで、1回ずつという形になっております。

ですので、次回の会議のときに、その辺も含めまして、あと3回でできるのか、完成するかどうかということも含めまして、もう1回、日程的に皆さんと御協議をしていただきたいというふうに思います。

今回、6月に入り、5月の本日、19日に終わりました、あとは、皆さんの御都合等もございまして、6月の20日という形ぐらいにしか日にちがとれなかった点については、おわび申し上げたいと思いますので、次回の会議のときにその辺も含めまして、残り二、三カ月ということになっていきますので、その辺も含め、月2回できるかどうかという検討も含め、3回やらないかのじゃないかという話もなってくると思いますので、次回、この会議のときに、その辺を詰めていきたいというふうに考えていますので、よろしいでしょうか。

9月も入れたら4回ですけど、今、副委員長のほうから話ありましたけど9月7日が議会初日ですので、9月はちょっと難しいんじゃないかというふうに思います。

その辺で御了承願いたいと思います。

はい、上村委員。

○上村和生委員

もう少し具体的に、なかなか大変やと思いますので、ぜひともその辺のスケジュール含めて、検討いただきたいとは思っています。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

その方向で、次回の会議のときに、皆さんと調整をしたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

でしょうか。

倫理条例骨子案につきまして、今後どのように進めていけばいいかと、今、上村委員のほうから日程的なお話ございましたけど。

はい、上村委員。

○上村和生委員

日程的なものもちろんなんですけど、例えばきょうは、今回、会派で見てもうてくれというようなことで提案するのか、そんなことも含めてストーリー的にずっとつくっていただきたいなというふうに僕は思うんです。

そうすれば、もっともっと、議論が深まると思うし、ぜひともうそういうことも考えていただきたいなと思います。

◎工村一三委員長

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

上村委員の言われてるその目標の設定は、必要だと思っております。

ただ、議会基本条例のほうを考えていてもですね、一応、条文の中では倫理に関しては、別途条例で定めるというふうにして書いてあるわけですし、その辺のこと考えると、これはですね、性急にするというか、その辺のところも含めてですが、どうしても若干のずれがあってもですね、それは、条例からいってもおかしくないと思っております、あまり時間が委員長、副委員長、委員さんの時間も含めて、取り組んであればその辺は、3回で決をとらなあかんというものでもないんじゃないかというふうには思っているんで、その辺も含めてですが、できる限り早く進めていくのは必要だと思っております。

ただ、私たちも含めてですが、この議員倫理条例に関してのその各他市のもので状況等を調べてもらってありますが、これを含めて、視察も新たなかたちの研修会をですねこの

に議会改革のメンバーですね、行く必要もあるのかなというふうに思っておるんですが、その辺の意見として言わせていただいておりますので、それにちょっとお願いしたいなと思います。

◎工村一三委員長

年に1回の予算計上はしていただいておりますので、その辺も正副の方で検討させていただきたいというふうに思います。

進め方につきまして、どうでしょうか。

個別に一つずつ、項目別に進めていくのか、あるいはもうざっと全体的な見直して、こと、ここというのが、その辺についての進め方はいかがでしょうか。

基本条例みたいに1項目ずつ、あるいは、また、これまでやってなかったですね。

骨子の中身の検討はね。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

提案としてですけれども、また、6月20日にまたあるということで、それまでは各会派で違うところも含めてですが、前文のこともあるので、打ち合わせされると思いますので、そのときに倫理条例のほうもですね、あわせて御検討いただきながらですね、こういう問題でないのかという、それぞれの各会派のですね、御意見もちょっと集めていただきながら、次回のときにですね話合われたらいかがかなというふうに思うんですが、どうでしょうかね。

◎工村一三委員長

この骨子案の中で、こんなの不要じゃないかとか、ここ足らんじゃないか、ここ修正しやなあかんやないかという事も中にございますのでそれも含めて、各会派で検討していただくということはいいことだというふうに思います。

1つずつ、できたらいいのかなというふうには考えておりますのでその辺はよろしいでしょうか。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

各会派で、その辺の検討もお願いしたいと思っておりますので、先ほど委員長言われたように一つずつ、ここではしていかなければいけませんので、その辺のお願いしたいと思っております。

ただ、基本的には先ほども話あって、これはもう以前に決められた骨子案ですので、それを踏まえて、各会派で議論をしていただかないとまた全然違う話にまた、おかしくなりますのでそれだけちょっとお願いしたいなと思います。

◎工村一三委員長

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

今の辻委員のほうから各会派の方に持ち帰ってというような、御意見ございましたが、やはりその会派に持ち帰ってというような会派があるのであれば、私はそれを、一度皆さんで話し合っていただくべきじゃないかなと思います。

審査の方法に関しては、私もその、これ骨子自体は一つ一つ点検をしたわけでもなく、また数字が入ってない場所もようけありますので、その辺の根拠も含めて、一度一つずつ丁寧に見るべきかなと思います。

以上です。

◎工村一三委員長

そういうかたちでよろしいでしょうか。

一つずつすすめる形で。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、ご二人おっしゃられているように、まずはそれぞれの会派で、1回持ち帰って議論するわけだけでも、この全体の構成が先ほど委員長言われましたけれども、全体の構成に関してですね、こういう部分がさらに必要なのが抜けてるじゃないかとかあるいはこれは必要ないんじゃないかとかそういった議論が出てきてくると思いますので、その辺も含めてですね全体の構成も含めて、議論する必要があると思いますし、それぞれの中身ですね、今、副委員長が触れられましたけれども、数字が抜けているところがあるんですけども、これなんかも何人ぐらいかなっていう話でなくって、やっぱり数の根拠が必要だと思いますのでね、こういう具体的に数が何人とかいうふうに決めてあるほかの条例がありましたら、そこも参考にして、その根拠もしっかりとですね考える必要があると思いますので、少し、それぞれの、項目に即して利用していくしていく必要があるんだろうと思います。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど楠木委員はというその数字の關係の妥當な数字は何かっていうのがわからない中
で行くわけにいきませんので、参考事例がありましたら、事前に、事務局で調べていただ
けたらと思いますので、また資料として御提出いただければなと思いますので、よろしく
お願いいたします。

◎工村一三委員長

それでは、議員倫理条例につきましては、次回までに、事前に各派、会派で話し合っていていただきまして、全体の構成も含め、また、項目別に、一つずつ検討していくということで、御協議を今後お願いしたいと思います。

特に、他市の条例、数字等のこともございますので、その辺も、目を通していただきまして、会派でひとつその話をしていただきまして、次回、実のある、第1回目としたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件につきまして、倫理条例につきましては、本日はこの程度でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

次回よろしくお願ひいたします。

【3 検討項目（A）について】

◎工村一三委員長

次に、事項書3の「追加、検討項目Aのについて」を議題とします。

まず、資料3を見ていただきたいと思います。

資料3の9ですね、所管事業の見直しについて御協議願ひ願ひします。

提案されました方は吉岡議員ですけど、同会派の福井委員がいらっしゃいますので、まず提案の趣旨、または、具体的な実施方法について御説明をしていただきたいというふうになります。

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

所管事務の見直しということで、先ほど委員長がおっしゃいましたように、会派の吉岡

氏が提案されております。

で、ここに書いてあるように、教育民生委員会の所管事務、これが非常に多いのではないか、今現状を見ますとですね。

私も以前、教育民生委員会におったんですが、かなり資料が多くて、協議内容が多かった現状は理解しております。

その中で、教育民生委員会の中にいろんな、所管の中に病院、学校、環境、介護、福祉というのは入っております。

その中の環境ですね。

この部分をですね、総務政策委員会に移動してはどうかというのが、案でございます。

で、私、伊勢市議会委員会条例を見てもみますとですね。

総務政策委員会、これには検査室、総務部、情報戦略局、環境生活部（環境生活部各機関協会及び清掃課を除く）それから、消防本部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項というふうに総務政策委員会は書いてあります。

教育民生委員会のほうもちょっと読みますと、環境生活部（環境課及び清掃課に限る）それから、健康福祉部、厚生福祉事務所、市立伊勢総合病院及び教育委員会の所管に属する事項というふうになってます。

この中で、その環境生活部が、総務政策委員会と教育民生委員会の両方にかかっております。

かかっておりますけども、その環境課及び清掃課のところについては、総務政策委員会では除く、教育民生委員会では、環境課、清掃課に限るというふうで、環境生活部の分が分かれておるんですね。

なんで分かれとるのかという経緯が私はちょっとわからないので、そのわけ、わざわざ環境生活部の中を分けた理由が何かあったらですね、ちょっとこれ教えてほしいなど。

分けたときに、例えば、今回でも、教育民生委員会ではボリュームが多いと、以前例えば総務政策委員会が非常に多かったと。

その環境のこれだけは分けよとかしたんかなという想像するわけですけど、そういうような想像だけではいかんのでね、何か意味があるのであれば、それも精査せないかんのかなと。

ただ、確かに環境部分についてもですね、環境課と清掃課だけの部分だけわざわざ教育民生委員会に入れる必要もないのではないかなということも思いますので、今、総務政策委員会の教育民生委員会の比率を見ますとですね、やはり教育民生委員会非常に多いというふうに思いますので、そういう部分から、見直しをしてはどうかということでの提案でございます。

以上です。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

過去のことににつきまして事務局、わかりますか。

次長。

●杉原議会事務局次長

私も記憶の範囲で申しわけないんですが、今は、環境生活部となっておるんですけど、以前は環境部と生活部と二つ部がございました。

そのときの所管が環境部は教育民生委員会、生活部が総務政策委員会となくなっておりました。

機構改革がありまして合体しました。

そのときに、議論されたと思うんですけども、それまでの所管ということで環境生活部の中で分けたというふうに記憶しております。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

本件につきまして、環境生活部も一体となって総務のほうへ移行すると。

この件に関しましては、もし結論ができれば条例を改正せないかと。

教民、総務の委員長と協議しなければならない、調整しなければならない。

また、議運のほうとも、関係していくんじゃないかというふうに思いますけど、それは結論がでましたら、また、副委員長、いや、今までのままでやってもらわないかと。

あるいは、各派で今までのままでやってもらったほうがいいんじゃないかという結論になるかもわかりませんが、うちとしてのある程度、結論を出したいという思いますので、その点についていかがでしょうか。

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

確かに例えば委員会案件、教育案件の量というのはわからんでないんですけども。

付託関係の案件で、そんなに総務政策委員会が少ないと思ってないんですけども、それって1回、資料つくっていただくことはできます。逆に各委員会に付託された付託先で議会の中で付託された付託先が条例関係を含めて、どこが何件というのが、そんなに総務が少ないと思わないですけど。条例関係がきますんで。

何でそういう意味では、多いから少ないからという議論は少し違うかなと思っておりますのが1点と、あと環境分野で、恐らく教育民生委員会に入っている要素の一つに、例えばその、環境関係に関する教育というのが、もともと多分、思想の中にあると思いますんで、エコ教育であるとか、そういったことも含めてだと思っておりますんで、総務に移管をして政策が進むかどうかというところもちょっと考えながら、どちらの所管にしておくほうが、より政策的に大きな範囲で見ることができるか、整合性がとれるかというのも、考える視点としては必要かなと思います。

業務量だけでなく。

◎工村一三委員長

業務量だけじゃなしに、政策につなげたほうがいいんじゃないかという意見も出ております。

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

やっぱり、担当の分で教育に関する分があるんであれですけども、そういうことだけじゃなくて、環境の中に、やっぱり全体の分に関することがあればですね、どっちが比重が多いかというようなことで、どちらのほうに属したほうがいいのかということになってくるんで、その辺の今まで、それぞれのところで論じられた案件、環境に関する部分ですね。

清掃課や、そういう環境課の論じられた案件で、どんなんがあったのかなというのがもしわかればね、ちょっと拾ってみることができればですけど、ちょっと過去のやと難しいかなと、全般的にどんなこと、議論の中に出てきておるかなというのが、それぞれの部署で、例えばこんなんが出たよと、分かればそういうのも一つの検討材料になるんかなという、気がします。

次長。

●杉原議会事務局次長

ただいま野崎委員と福井委員から御指摘ございましたので、事務局のほうで、過去3年ぐらいということで付託案件の数と、あと環境課、清掃課の案件の数を調査していただきます。

次回示させていただきます。

◎工村一三委員長

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

それと、今の総務政策委員会のボリューム、教民のボリュームというのがあるかと思えます。

ただ、ほとんど終わってきた案件で、それぞれ委員会の中でもほとんどこれは終わってきたよというのもあるんで、ボリュームで検討するんであればですけどね。

それは検討する必要があるというなら別ですけど、ある程度それも加味するんであれば、今後、例えば災害、防災についてもいろいろ、総務のほうも終わってきた部分もございませぬ、避難タワーとかね。

教民のほうは、これから病院のほうは、非常にまだまだ大変な時期になろうかというのもあるんで、そういう流れの中で、いろいろ今持ってる委員会のそういう仕事量が、今後これからです、どういふふうなボリュームになってくるかというの、ある程度わかれば、ちょっとその辺、そういう部分で比較するんであればということなんですけど。

そうゆう資料があればお願いします。

◎工村一三委員長

はい、次長。

●杉原議会事務局次長

ただいま、ご指摘いただきました今後の案件は、ちょっとなかなか事務局では調査が難しいかと思えます。

◎工村一三委員長

今後、病院に関しましては建設というかたちに入ります。

まあ、昔は病院やられたときは、特別委員会つくったという話を聞いております。

学校のほうにつきましても、前の教育部長ここにいらっしゃいますけど、ほぼめどは、たってきたと、後は、建設関係だけやというところもございませぬし、その辺も含めまして、

これから、例えば予算的に学校のほう建てるの後にするとか、また病院値段があがってきたで再契約とか、これから先どんな形になるかもわかりませんのですね、ちょっと難しいような気がしますので、まず資料としては、過去3年間の協議会の内容等を、事務局が調べていただくということですので、それが出てきた時点でもう一度協議とするとで、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、これちょっと後また後回しになって申しわけないんですけど、そういうことで、特に、旧の教民で持たれとった環境部のやつを、総務のほうへもってくるに関しまして、どのような問題が発生するんかということも含めまして、次回検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この件に関しましては、本日は終わります。

それから、次に、「議員間の自由討議」について、御協議願ひます。

提案されました野崎副委員長から提案の趣旨、また具体的な、実施方法等について、ご説明がいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○野崎隆太副委員長

はい。

この趣旨というか、2年少し前に、検証が必要なものとか過去やったもので提出をするようにということで出したもので2年前の資料になるんですけども。

今でも少し見られますけども、改善をしたかなと思う部分もありますけども、議員間討議というのは基本的に、議員に向けて話をするというような前提でなっているはずなんですけども、これもその特別委員会や委員会の中でもたびたび、よその会派からも含めて指

摘をされることもありますけども、当局のほうを向いて、しゃべってしまったりですね、議員間討議という段になってから、この特別委員会でもありましたけども、当局に対して質問を行うというような場面がありますんで、これはここで議論が必要かという話よりもどちらかとはやっぱり、正副委員長の役割においてもう1回ちょっと整理するように、促していただければということで2年ほど前に書かせていただいたそんな形でございます。

◎工村一三委員長

この件に関しまして、いかがでしょうか。

もう大分と委員会の中、あるいはこないだの特別委員会の委員長から指摘受けた方もいたしますけど。

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

当時、議員間討議の中、自由討議に関しましては当然必要だということで、当局側に対して質問するっていうのではなくて、議員間とのやりとりをしますと。

ただ、先ほど副委員長が言われたような、当局に対して、議員間討議やっていく上で必要なそのときの材料というものが無い場合、確認するという意味での当局への質問という形をした確認事項に関しては、僕は必要だと思っていて、この間、失言とられたことあったんですが、確認をしてからでないと発言できないのに、それをとめられてしまうと、確認したら、自由討議を提案された方はもうやめてくださいと言う話しかない。

そしたらその委員長はちゃんとその辺の采配をですねやっていただかないと難しくなるのかなと、いうふうに思っております。

その辺だけは何を、当局に聞き聞いているのかっていうと、自由討議をする上で必要なことも今確認をするということだけは必要ではないかなというふうに思うんですけども、この辺は皆さんどういうふうに考えなのかちょっとお聞きしたいなと思ってます。

◎工村一三委員長

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

基本的には、議事進行は、どの委員会においても基本的には委員長の判断に一任することが多いと僕は思っております。

そういった意味で、例えばそのときに必要なのであれば、あくまでもその委員長の許可をいただいた上で委員長が許可をするっていうのが例であれば、許される範囲かなと思っております。

ただ、その中で委員長の許可を得ずにとか、もしくはその議員間の討議だということにもかかわらず、議員に対しての、これはどう思いますか、どう見ますとかそういう話じゃなくてやっぱり当局に向かって話をされるという例が多いという話ではございますんで流れとしてはやはり、委員長の許可を得るかどうかっていうのが質問というふうには重要なところかなと僕は思います。

それさえ得れるのであれば、皆さんに理解を得たという形になるんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

はい、辻委員。

○辻 孝記委員

副委員長言われるようにですね、僕もそう思っておりますので、そういった部分も含めて、委員会での運営に関してはちょっとお願いしたいなというふうに思っておりますので、また、各委員長、正副委員長さんにお話をしてもらっておけばなと思っております。

よろしく申し上げます。

◎工村一三委員長

あと、どうでしょうか。

委員会に関しましては、委員長の進行に対しまして、全権を委員長に渡してございますので、委員長の役割として、整理していただくという考え方で、よろしいでしょうか。

今後、お願いして皆さんのご了承を得たいと思いますがよろしいでしょうか。

ご了解いただけますか。

よろしくお願いいたします。

それでしたら、この件に関しましては、結論が出たということで確認したということでよろしく申し上げます。

一応、本日、内容はこれで終わります。

【4 次回の会議のこと】

次に、事項書4の次回の会議のことでございます。

先ほどからお話が出ていますように、次回、6月の20日月曜日に議会運営委員会の後ということで13時から、月曜日の日に開催したいと思います。

協議内容につきましては、「議会基本条例の前文」、それから、「議員倫理条例骨子案について」、それから「追加検討項目（A）」について協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6月20日、月曜日13時から先ほど、お話ししました、次回の協議内容ということで決定させていただきまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会いたします。

日程が詰まってきたておりますので、できるだけ月2回というふうな形で、次回以降は考えていきたいと思えます。

それでは、閉会いたします。

本日、御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、ご了承お願いいたします。

御苦勞さんでございました。

閉会 午後2時40分

傍聴の議員 なし

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員